

台湾交通部観光署

国外大型定期客船来台奨励助成金プログラム

- 一、目的：交通部観光署（以下本署と称する）は、諸外国に向けた国外大型定期客船の外国籍及び中国大陸地区（香港及びマカオを含む）旅客の台湾への停泊誘致を目的として本プログラムを定める。
- 二、奨励助成金の対象：国外主務機関が認可した外国籍及び中国大陸（香港及びマカオを含む）の大型定期客船会社。
- 三、本プログラムは、大型定期客船及び客船旅客に対しての定義を以下とする：
 - （一）大型定期客船の定義：航路及び途中寄港地、船上施設の全てが娯楽を提供するもので、旅客を載せた外国及び中国大陸地区（香港及びマカオを含む）の大型定期客船が旅行を目的に国外の港から台湾へ停泊する客船とする。
 - （二）大型定期客船旅客の定義：当該大型定期客船に乗船する外国籍及び中国大陸地区（香港及びマカオを含む）の旅客とする。なお、船員、船上スタッフ及び中華民国の旅客は含まない。
- 四、奨励助成金の条件及び基準：
 - （一）国外大型定期客船は台湾内における寄港がひとつ以上の港に停泊した場合においても一航海とする。同一大型定期客船運航会社による奨励助成金申請は、一年あたり（当年1月1日～12月31日までの一年間を指す）計15航路までを限度とする。
 - （二）台湾での停泊が12時間を超える場合、助成限度額は一航海につき、15,000米ドルまでとする。台湾での停泊が12時間（12時間も含む）以内の場合、助成限度額は一航海につき、7,500米ドルまでとする。

る。

- (三) 奨励助成金対象の航海は、企業、旅行会社、またはその他のチャーター船による来台航海を含まない。また、本署が提供する他の助成プログラムまたは販売促進プログラムなどとの併用申請はできない。
- (四) 奨励助成金は、国外のマーケティング計画及び商品開発の用途支出に限り使用することとする。
- (五) 本奨励助成金を申請する大型定期客船の航海は、当該年の12月31日までに台湾の港での停泊を終了しなければならない。但し大型客船会社の責任に起因しない事象で、申請の台湾港への寄港が完了できなかった場合は、この限りとししない。

前条第4項に定めるマーケティング計画及び商品開発とは、広告、旅行展示会への参加、展示会マーケティング、販売促進プロモーション、メディアまたは業者の熟知する旅、大型定期客船テーマ旅行、その他本署が同意した用途を指す。

五、申請及び審査の手順：

- (一) 大型定期客船運航会社は、台湾への入出港関連手続きの申請について、台湾における商港規定、海事法及び船舶法及び関連規定に基づき処理する。
- (二) 奨励助成金の申請は、大型定期客船運航会社(その子会社を含む)或いはその船舶運営取扱代理店を通じて提出し、台湾の港に最初に停泊する2か月前までに申請表(別紙1参照)と関連書類を、本署の海外駐在事務所(大型定期客船会の所在地或いは停泊する港の所在地の管轄事務所)に提出後、本署が審査する。助成金受給対象が公務員利益相反防止法第2条および第3条に定める公務員またはその関係者に相当する場合、同法第14条第

2項に定める公務員およびその関係者の身分関係
申告表および誓約書を提出しなければならない。
申請期限は、当該年の10月31日までとする。

- (三) 本署の海外駐在事務所において初期審査として
申請案の内容(大型定期客船籍、海路、停泊予定
時間、乗船旅客予定人数、助成金の用途などの提
出資料)を精査する。提出書類に不備がなく規定
に適した場合は、本署へ正式に提出し査定する。

六、経費の出所について：本プログラムにおける奨励助成
金の経費は、本署観光発展基金予算より捻出される。
経費は申請の先着順に確保され、当年の予算枠に達し
た場合は、申請の受付を終了する。

七、経費報告と支払いについて：

- (一) 奨励助成金の受領者は計画実施後3か月以内（台
湾の港停泊完了から起算）に実施報告申請書類
（別紙2参照）を提出すること。但し大型客船会
社の責任に起因しない事象で、台湾港に寄港出来
なかった場合は、申請寄港予定日時より計算し、
また寄港出来なかった原因(例：天災、荒天、法
定伝染病等)の証明資料を提供する。
- (二) 申請書類には、大型定期客船会社が発行した領収
書原本と、大型定期客船会社または船舶代理店が
提出する正確な成果報告資料（入港・出港時間、
客船旅客の分析資料、大型定期客船の航路資料、
第4条第4項の申請助成金項目に係るサンプル
及びその支出証明書或いはその他の証明可能な
支出項目及び金額の書類）を添えて、本署の海外
駐外事務所に提出し、各書類内容の審査後、本署
で再審査を行い、不備などなければ助成金を交付
する。但し大型客船会社の責任に起因しない事象
で、同クルーズの寄港時間、旅客分析資料及びク
ルーズの資料を提供出来ない場合は、この範疇と

しない。

- (三) 奨励助成交付金は、実際の停泊時間で計算する。なお、第四条第四項の申請助成金項目における実際の支出金額を超えてはならない。また助成交付金は、直接大型定期客船会社が指定した米ドル口座に為替送金する。但し大型客船会社の責任に起因しない事象で、台湾港に寄港出来なかった場合は、第四条第二項により一航海で、その奨励助成金を7,500USドル以内とする。

八、 奨励助成金受領者の申請が第五条或いは第七条に定める提出期限を過ぎた場合、及び書類に不備があった場合は、いずれも受理しないものとする。但し大型客船会社の責任に起因しない事象で、台湾港に寄港出来なかった場合は、その範疇としない。

九、 指導及び審査：本署海外駐在事務所は、大型定期客船の奨励助成金申請について指導責任を負い、奨励助成金対象者に以下の行為が発覚した場合は、奨励助成金の支払いを一年間停止する：

- (一) 虚偽報告や停泊時間の過大計上など粉飾が発覚した場合は、虚偽内容の奨励助成金を返還しなければならない。
- (二) 実際に停泊した時間が、申請時に記載した予定停泊時間の70%を下回った場合は、目標達成の激励として、助成交付金から5%の減額とする。